

平岡高校いじめ防止基本方針

平成26年 4月 7日

I 理念

- 1 学校はすべての生徒が安全で安心して学び、お互い切磋琢磨しつつ人間として成長していく場でなければならない。いじめ行為は相手に対し心身の苦痛を与えるとともに自らの人間性をも傷つける行為である。いじめによって不登校や自ら命を絶つことなどの深刻な影響を与えることもあり、学校はいじめは許されないことであるとの共通理解のもと生徒同士の相互理解を深め、いじめ克服に向けて取り組む。

II 基本的な考え方

- 1 平岡高校は、いじめたり、いじめられたり、傍観しはやしたてたりすることのない、すべての生徒が安全で安心して学ぶ学校であり続けるようにします。
- 2 平岡高校は、
 - いじめる生徒に対して
 - いじめが他の人格を傷つけ、心身の苦痛を与えていることに気づかせ、いじめの行為を止めさせるよう全力で指導します。
 - いじめられた生徒に対して
 - 生命、心身を全力で保護します。
 - いじめを傍観しはやしたてたりする生徒に対して、
 - いじめの問題を自分自身の問題としてとらえさせ、より良い集団を作るため、仲間の力や教員への相談等により、いじめを止めさせるよう指導します。

III 取組方策

1 未然防止

- (1) 教員は、日常の教育活動において生徒の動向を注意深く観察するとともに、生徒の状況について他の教員との情報共有に努める。
- (2) 教員は、HR活動等の特別活動を通し望ましい人間関係づくりを進め、生徒同士がお互いに尊重しあう集団づくりに努める。
- (3) 管理職は、生徒が相談しやすい教育相談体制を整備するとともに、関係機関との連携強化に努める。
- (4) 生徒は、他の人格を尊重するとともに、いじめを許さない雰囲気クラス、部活動すべての場所で作るよう努める。
- (5) 保護者は、家庭で気がついた点について学校と密接に相談するなどして、いじめの未然防止に努める。

2 早期発見

- (1) 教員は、いじめのサインを見逃さず情報を収集するとともに、生徒や保護者が気軽に相談したり、情報提供できる関係の構築に努める。
- (2) 生徒指導部は適宜ネットパトロール等情報収集を行い、ネット上の不適切な書き込み等をチェックするとともに必要な場合に該当学年と連携して適切な対応をとる。
- (3) 管理職は、定期的にアンケートを実施するなどして、生徒の状況把握に努める。
- (4) 管理職は、生徒の状況について教員との情報共有を図り、適切な対応について指導する。
- (5) 保護者は、子どもの些細な変化であっても、いじめが疑われる様な事は担任や学年主任と情報を共有し早期発見に結びつける。

3 いじめへの対応

- (1) 学校は、いじめている生徒に対し、いじめは許されない行為であるという毅然とした態度で、いじめの原因を探りながら他人の痛みを知ることができるよう根気強く指導する。
- (2) 学校は、いじめられている生徒に対し、心配や不安を取り除き全力で守り抜く姿勢で継続的に支援する。
- (3) 学校は、いじめを傍観している集団に対し、ひとつだけではなく自分に関わる問題として捉えさせ、自分たちでいじめ問題を解決する力を育てるよう指導する。
- (4) 学校は、いじめと疑われる行為の訴えがあった場合、真摯に受け止め、事実の正確な把握に努め、時系列に情報を記録する。
- (5) 学校は、いじめ事案に対して組織的に対応し、報告・連絡・相談を徹底し、管理職の指導の下、迅速かつ適切に対応する。
- (6) 学校は、関係する保護者に対し、事実を正確かつ丁寧に説明し、学校と家庭相互が協力していじめ問題を解決していくよう努める。
- (7) 学校は、いじめの内容によっては、必要に応じてスクールカウンセラー、教育委員会、警察等の関係機関との連携を図り、いじめ問題の解決に努める。

※ 具体的ないじめの態様

<p>・冷やかしやからかい ・悪口や脅し文句 ・嫌なことを言われる ・仲間はずれ ・集団による無視 ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする ・金品をたかられる ・所有物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする ・パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等</p>
--

○ いじめ防止等の対策のための組織設置について

1 考え方

- (1) 既存の生徒指導部をベースに関連する職員を追加する形で「組織」を構成する。
- (2) 密接な情報共有と迅速に行動できる体制とする。

2 名称

平岡校校いじめ防止対策委員会

3 構成メンバー

- ☆ 管理職 (1)
- ☆ 生徒指導部 (4) 部長 (又は副部長) + 各学年担当 1 名
- ☆ 保健相談部 (1) 養護教諭
- ☆ 保護者 (2) P T A 役員、理事より